

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令」等の公表について

令和 7 年 3 月 2 5 日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会では、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和23年政令第332号）について、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴う所要の規定の整備を行うほか、最近における経済情勢の変動に鑑み、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人に支給する日当の最高額を引き上げる必要があるため、その一部を改正すること等とし、改正案を令和7年2月14日に公表し、同年3月17日を期限として、広く意見を募集したところです。
- 2 今回の意見募集では、1件の意見が提出されました。意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は別紙1のとおりです。公正取引委員会では、提出された意見等を慎重に検討した結果、原案について法制的修正をした上で、別紙2のとおり、本政令を改正することとしました。
また、本政令は、本日閣議決定されました。
なお、提出された意見については、公正取引委員会事務総局審査局管理企画課において供覧します。